

新型コロナウイルス感染症に関する市からのお知らせ

新型コロナワクチン追加(3回目)接種等のお知らせ

12月から新型コロナワクチンの追加(3回目)接種を実施しています。また、1・2回目未接種の人へのワクチン接種も引き続き実施しますので、まだ接種が済んでいない人は、ぜひ接種をご検討ください。

※お知らせした内容に追加や変更が生じる場合があります。最新の情報は右記QRコードから市HPを確認してください。



市HPへ

安城市LINE公式アカウントに友だち登録した人にも最新情報を配信します。



友だち登録

問▶保健センター
(☎76)1133)

追加(3回目)接種について (令和3年12月10日時点の情報です)

ワクチンの効果を維持向上させるため、1・2回目の接種を受けた人を対象に、3回目の接種を進めていきます。対象者には順次接種券を発送しますので、接種を希望する人は、接種券が届いた後に予約の上接種を受けてください。

●対象 1・2回目の接種を受けた18歳以上の人

●接種券の発送時期 2回目の接種後、6～8カ月を経過する時期を目途に発送

※具体的な発送日等は、決まり次第市HP(右記QRコード①参照)にてお知らせします。

●接種場所 個別接種▶市内医療機関 集団接種▶市内公共施設(2月以降に設置予定)

●使用ワクチン ファイザー社製、モデルナ社製(予定)

※接種場所や接種場所ごとの使用ワクチン、予約方法等の詳細は、接種券に同封のリーフレットを確認してください。

●その他 2回目接種後に本市へ転入した人、2回目を海外で接種した人、2回目接種後8カ月経過しても接種券が届かない人は、下記のいずれかの方法で接種券発行の申請をしてください。

●コロナワクチンナビHP(右記QRコード参照)から申請

●ワクチン接種券発行申請書を持参か郵送で保健センターへ提出

※詳細は市HP(右記QRコード②参照)を確認するか、市新型コロナワクチン接種コールセンター(右ページ参照)へ問い合わせてください。

市HP
①

コロナワクチンナビHP

市HP
②

新型コロナワクチンQ&A

Q なぜ追加(3回目)接種が必要なのですか

A 日本で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果等がある一方、感染予防効果や、高齢者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、初回(1回目・2回目)接種を完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。

Q 追加接種にはどのような効果がありますか

A 追加接種を行わなかった場合と比較して、

感染予防や重症化予防を高める効果があります。

Q 追加接種ではどのような副反応がありますか。2回目より重いのでしょうか。

A ファイザー社製ワクチンの場合、2回目の接種後と比較して有害事象の発現傾向は概ね同様であると確認されています。リンパ節の腫れについては、初回(1回目・2回目)接種時と比較して、発現割合が高い傾向にありますが、ほとんどの場合が軽度であり、発現後短期間で治まっています。

[厚生労働省HPより抜粋]

1・2回目未接種の人へのワクチン接種について

市が実施する集団接種(使用ワクチン：ファイザー社製)

●接種日時 1月15日(土)・22日(土)・29日(土)午後2時～4時

●対象 接種日時時点で12歳以上の人

●会場 安城市休日夜間急病診療所(保健センター併設)

●予約受付人数 各日48人(1月22日は96人)

※12歳以上(令和3年度中に12歳になる人を含む)で接種券を持っていない人は、市新型コロナワクチン接種コールセンターへ問い合わせてください。

集団接種 予約開始日時：1月11日(火)午前8時30分

●インターネット予約

右記QRコードから市HPを参照し、予約専用サイトにて予約

受付：毎日24時間(1月11日は午前8時30分から)



●電話予約

安城市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎91)3567

受付：平日午前8時30分～午後5時15分

市内医療機関で実施する個別接種

接種可能な医療機関の一覧を市HP(右記QRコード参照)に掲載しています。医療機関での接種を希望する場合は、各医療機関へ問い合わせてください。



市HP「初回接種(1・2回目接種)を希望される方」

ワクチン接種証明書が新しくなりました

従来の海外渡航用の接種証明書に加えて、日本国内での利用を想定した国内用の接種証明書も申請できるようになりました。また、これまで紙面で申請・発行していたワクチン接種証明書が、スマートフォンの専用アプリから申請することで、QRコード付き接種証明書(電子版)が発行されるようになりました。詳細は市HP(右記QRコード③参照)を確認してください。

※日本国内では、接種時に交付される接種済証や接種記録書も引き続き有効であるため、必ずしも申請が必要なものではありません。

●申請方法 下記のいずれかの方法で申請してください

◆郵送 市HPで配布する交付申請書、接種済証の写し、パスポートの身分事項記載のページの写し(海外渡航用の場合のみ)等を郵送で保健センター(〒446-0045横山町下毛賀知106-1)へ

◆窓口 接種済証、パスポート(海外渡航用の場合のみ)等を持って保健センターへ

◆専用アプリ スマートフォン等に専用アプリをダウンロードし、アプリから申請

※アプリは市HP(上記QRコード③参照)からダウンロード可。

※マイナンバーカードによる本人確認、パスポート(海外渡航用の場合のみ)が必要。



市HP③

接種券や接種証明書等に関する問合せ

安城市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎91)3567

※平日午前8時30分～午後5時15分受付。

接種後の副反応等についての問合せ

愛知県新型コロナウイルス感染症健康相談窓口

☎052)954)6272

※平日午前9時～午後5時30分受付。

※上記以外の時間帯は(☎052)526)5887)へ。

子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、子育て世帯の生活を支援する取組みの一つとして、子育て世帯に対して給付金を支給します。



●**対象** 児童手当受給者(児童手当を受給していない場合は保護者のうち所得の高い人)で、以下の①～③のいずれかに該当する児童を養育している人

※令和2年中の所得が児童手当の所得制限限度額以上(特例給付)と判定されている人及びそれに準ずる人は支給対象外。

①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童

②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童

③令和3年9月1日～令和4年3月31日に生まれた児童手当支給対象児童

●**支給金額** 対象児童1人につき10万円

●**申請が必要な人** 公務員、②又は③の児童を養育している人

※①の児童を養育している人(公務員を除く)には令和3年12月に児童手当振込口座へ支給。

●**その他** 申請方法等の詳細は、市HP(上記QRコード参照)を確認してください

●**問合せ** 子育て支援課(☎71)2227)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)(国制度)の申請は2月28日(月)まで

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、児童1人あたり5万円の特別給付金を支給しています。対象となる人は期限までに申請してください。



▲ひとり親世帯分



▲ひとり親世帯以外分

●**対象**

◆**ひとり親世帯分** 以下のいずれかに該当する人
●公的年金等を受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない

●新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている

◆**ひとり親世帯以外分** 以下の両方に該当する人

●令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害

児の場合は20歳未満)を養育している

●令和3年度住民税均等割が非課税、又は新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となっている

●**その他** 申請方法等の詳細は、市HP(上記QRコード参照)を確認してください

●**問合せ** 子育て支援課(☎71)2227)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免申請は3月31日(木)まで

新型コロナウイルス感染症の影響により失業・廃業した人、収入が一定程度減少した人は、申請により令和3年4月～令和4年3月の保険料(税)の一部又は全部が減免されます。対象となる人は期限までに申請してください。申請方法等の詳細は各問合せ先へ問い合わせてください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請にご協力をお願いします。

●**問合せ** 国民健康保険税→国保年金課国保係(☎71)2230) 後期高齢者医療保険料→国保年金課医療係(☎71)2232) 介護保険料→高齢福祉課介護給付係(☎71)2226)

水道基本料金無償化事業(令和2年度実施)へのご協力ありがとうございました(共用栓管理人対象)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活支援策として、令和2年度に水道基本料金の免除を実施しました。これに伴い、共用栓管理人におきましては、入居者への負担軽減にご協力いただきありがとうございました。

共用栓管理人で、入居者への費用負担軽減をまだ実施していない場合は、ご協力をお願いします。なお、この事業の対象となった全ての共用栓管理人には令和3年11月18日付で案内を送付しています。

●**問合せ** 水道業務課(☎71)2249)